

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、社是として「一人一人が社長」を掲げ、社員一人一人が「自ら、決断し、実行し、巻き込み、やり遂げる」という“オプトイズム”を掲げており、「成長に挑戦する企業と人を応援し、次代を切り拓くイノベーションを生み出し、未来の世界への繁栄エンジンとなる」ことをミッションとしております。マーケティング事業を中核に、インターネット時代の大きなチャンスに果敢に挑戦し、次々と新サービスを生み出し、次代の人類の繁栄への貢献を目指しております。

その実現のためにコーポレート・ガバナンスの充実是不可欠であり、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を次のとおりとしております。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (3) 取締役による業務執行の監督機能の実効性を確保する。
- (4) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、適切な対話を行う。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4いわゆる政策保有株式】

当社では、純投資以外の目的で保有する上場株式（ただし、情報収集等を目的として1単元のみ保有にとどまる株式を除く）を政策保有株式として位置付けており、対象先との事業戦略上のシナジーの享受などが図られ、対象先及び当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合において保有するものとしております。

政策保有株式を保有する場合は、取締役会で、上記方針に基づいた議論・検証、資本コストに見合うリターンが得られているかなど定量的な観点での議論・検証を定期的に行ってまいります。そうした議論・検証の結果、保有の意義が認められない株式については、相手先企業との必要十分な対話を経た上で、適宜売却を検討してまいります。

なお、政策保有株式の議決権行使に際しては、議案毎に以下の点を確認の上、総合的に判断しております。

- (1) 対象先の中長期的な企業価値を高め、持続的成長に資すること
- (2) 当社グループの中長期的な経済的利益の増大に資すること

また、以下の議案については、特に慎重な検討を行ってまいります。

- (1) 一定期間赤字が継続した場合の取締役選任議案
- (2) 企業価値を棄損する可能性のある資本政策（過剰/過少な株主還元、新株の有利発行等）
- (3) 合併、買収、営業の譲渡・譲受け等の組織再編
- (4) 買収防衛策の導入

#### 【原則1-7関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引、利益相反取引に該当する取引を取締役会の決議事項として定めており、その監視をしております。また、重要な関連当事者取引については、有価証券報告書の個別注記表等において開示しております。

#### 【原則2-6企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金基金制度がないため、アセットオーナーとして企業年金積立金の運用を行っておりません。

#### 【原則3-1情報開示の充実】

- (1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社グループは、「デジタル産業革命を支援・変革・創造する」という考えのもと、急速に進展するデジタル産業革命に対応し、企業のあらゆる「デジタルシフト」を牽引することにより、企業価値及びキャッシュ・フローの最大化を図ることを方針としており、現在取り組んでいる事業構造改革においては、主力事業を従来の顧客のプロモーション支援を中心としたマーケティング事業からデジタルシフト関連事業へ事業領域を拡大し、既存事業成長を中心とした従来の目標「2030年に売上高1兆円」から、「2030年に企業価値1兆円」を達成することを新たな目標としております。上記目標を達成するため、既存ネット広告マーケティング事業の収益性改善に取り組むとともに、将来の成長を牽引する具体的施策として、首都圏の中堅・成長ベンチャー顧客へのプロモーション提案を行う専門組織の設立、ソウルアウトグループとの共同出資によるマーケティング事業のプロダクト開発・提供を行うジョイントベンチャー設立、デジタルシフトに関するプロフェッショナル人材を取り扱う人材派遣事業/コンサルティング事業への参入、既存アセットを利用した更なるオープンイノベーションの拡大を展開し、当社グループにおけるビジネスモデルの多様化を実現してまいります。

また、当社グループでは、企業価値向上のため、強固な財務基盤を維持する一方で、キャッシュを中心とした経営資源を積極的に活用することを経営戦略の基本方針としております。具体的には、投資リターン目標としてIRR (Internal Rate of Return: 内部収益率) 10%以上を基準としつつ、2019年度から3年程度でデジタルシフト関連の事業投資として既存事業を中心とした約200億円程度の投資の実施や、既存事業とは別枠で「デジタルシフト創造」関連のM&Aを検討しており、中長期のEPS成長を加速させることで株主還元を最大化することを目標としております。

- (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について  
本報告書「-1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続について

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続について

取締役候補の指名を行うにあたっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及びジェンダーや国際性等多様性を考慮の上、適任と考えられる候補者を選出する方針としており、その方針を基に、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会での審議を経て取締役会で決議し、取締役の選任案を株主総会に付議します。また、取締役の解任につきましても、業務の遂行状況、不祥事(法令、規程違反等)により当社に重大な損失、業務上の支障を生じさせた、又は生じさせる可能性がないか、等を考慮の上、任意の指名・報酬委員会での審議を経て取締役会で決議し、取締役の解任案を株主総会に付議します。取締役監査等委員につきましては、取締役監査等委員候補者の選定基準を基に、監査等委員会にて審議した上で候補者の選定を行っております。

その他執行役員等経営幹部の選解任につきましては、代表取締役が、人格、事業や経営管理に関する実績・経験、業務遂行状況等を総合的に考慮して提案し、指名・報酬委員会での審議・答申の後、代表取締役が決定、取締役会へ報告しております。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

株主総会招集通知における株主総会参考書類に、取締役・取締役監査等委員候補の指名理由を開示しております。また、取締役・取締役監査等委員の解任提案を行う場合及び経営陣幹部の選解任を行う場合には、その理由についてホームページ等にて開示してまいります。

【原則4-1-1取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会に付議すべき事項を定款、取締役会規則、職務権限規程に規定しており、法令及び定款に定められた事項の他、経営の基本方針に関する事項や中長期の経営計画等の経営上の重要な事項からなっております。

【原則4-1-3】

当社では、経営理念、ビジョン、価値観、経営の方向性等をふまえた最高経営責任者等のサクセッションプランを策定しており、2019年度より当該プランの運用を開始しております。取締役会はその運用状況を定期的にモニタリングしていくとともに、取締役の選解任にあたっては指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で審議決定してまいります。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独自の独立性基準を策定しておりませんが、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立役員である社外取締役を選任しております。

【原則4-11】

当社は、取締役・取締役監査等委員について、知識・経験・能力に加え、必要に応じジェンダーや国際性も考慮して選任しております。今後必要に応じて一層の多様性確保を検討してまいります。

【原則4-11-1取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社は定款で取締役を10名以内と定めており、取締役会は知識、専門性、多様性、バランスの確保という観点から、同業界について豊かな知識・経験・実績を有する主に社内出身者、また、外部からの有識者を取締役会にて指名しております。

【原則4-11-2取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

取締役の上場会社役員の兼任状況は以下のとおりです。

・鉢嶺 登

UTグループ株式会社 社外取締役  
ソウルドアウト株式会社 取締役

・野内 敦

株式会社スペースマーケット 社外取締役

・柳澤 孝旨

株式会社ZOZO 取締役副社長兼CFO  
株式会社コロプラ 社外取締役

・岡部 友紀

株式会社オルトプラス 常勤監査役

【原則4-11-3取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社では、外部評価機関等の利用による取締役会の実効性の分析・評価を行い、2019年6月28日にその結果について概要の開示を実施しております。

【原則4-14-2取締役(監査等委員を含む)のトレーニング】

- (1) 取締役・監査役の就任時に、当社グループの企業理念及び事業・財務・組織に関する基本的事項の共有を実施しております。
- (2) 取締役には、当社グループの事業・財務活動等に関する理解を深める事を目的に随時情報提供を行っております。
- (3) 取締役及び執行役員による合宿を年に数回開催し、当社グループの経営理念、企業経営、事業活動等に関する共有と協議により理解を深めております。
- (4) 社内外の専門家による取締役の役割・責務を果たす上で必要な知識や情報等の習得の機会を提供し、必要に応じて、会社の費用負担による外部研修の機会を設けております。

【原則5-1株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、代表取締役会長、代表取締役社長、財務担当執行役員が株主や投資家との対話を統括しております。株主や投資家との対話を中心的に取り込む部署としてIR担当部署を設置し、株主や投資家との対話を補助しております。

また、決算説明会及び当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくための活動を実施しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 30%以上

### 【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鉢嶺 登	4,775,200	20.85
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,499,500	6.54
野内 敦	1,275,800	5.57
GOLDMAN, SACHS INTERNATIONAL	1,157,912	5.05
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,044,112	4.55
海老根 智仁	1,036,900	4.52
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	883,350	3.85
(株)マイナビ	755,800	3.30
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	545,200	2.38
THE BANK OF NEW YORK JASDECTREATY ACCOUNT	500,800	2.18

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 なし

補足説明 **更新**

- (1)上記大株主の状況は、2019年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
- (2)上記のほか、自己株式は917,705株保有しております。
- (3)当社代表取締役社長鉢嶺登の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のHIBC株式会社が保有する株式数4,770,200株(20.83%)を含めた実質所有株式数を記載しております。
- (4)当社取締役野内敦の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社の株式会社タイム・アンド・スペースが保有する株式数390,800株(1.71%)を含めた実質所有株式数を記載しております。
- (5)ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから、2019年6月28日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、2019年6月25日現在で3,216,000株を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として2019年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- (6)3Dインベストメント・パートナーズ・プライベート・リミテッドから、2019年7月22日付で大量保有報告書の提出があり、2019年7月22日現在で2,268,100株を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として2019年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社としてソウルダウト株式会社(東京証券取引所第一部)を有しており、当該子会社の独立性を尊重し、当該子会社の利益が損なわれないように努めておりますが、その際に当社の利益が損なわれないことにも配慮しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	7名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水谷 智之	他の会社の出身者											
柳澤 孝旨	他の会社の出身者											
荻野 泰弘	他の会社の出身者											
四宮 史幸	他の会社の出身者											
岡部 友紀	公認会計士											
山上 俊夫	弁護士											
山本 昌弘	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

水谷 智之				<p>水谷智之氏は、(株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス)にて主に人材ビジネス領域に携わり、同社人事担当取締役執行役員、(株)リクルートキャリアの初代代表取締役社長を経るなどの企業経営者としての活躍をはじめ、社外では社会起業家育成に携わるなど人材と社会貢献をテーマに幅広く活動し豊富な経験と幅広い見識を有していることから、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等をいただけるため選任しております。</p> <p>なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
柳澤 孝旨				<p>柳澤孝旨氏は、成長企業におけるCFO経験をはじめ、経理、財務、IR、法務、コーポレート・ガバナンス等を中心に経営管理全般の幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから選任しております。</p> <p>なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
荻野 泰弘				<p>荻野泰弘氏は、成長企業におけるCFO経験をはじめ、事業開発、M&amp;A等を中心に経営管理全般の豊富な見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから選任しております。</p> <p>なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
四宮 史幸				<p>四宮史幸氏は、金融分野における国内外での豊富な経験及び見識を有していること、また当社連結子会社であるクロスフィニティ株式会社の監査役及び監査等委員として監査を行い経営判断の場における適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、選任しております。</p> <p>なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
岡部 友紀				<p>岡部友紀氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、複数の上場会社において監査役経験を有していることから、客観的な立場での議案審議等に必要な意見・提言等が期待できるため選任しております。</p> <p>なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。</p>
山上 俊夫				<p>山上俊夫氏は、弁護士としての見地より、議案審議等に必要な意見・提言等をいただけるため選任しております。</p> <p>なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。</p>
山本 昌弘				<p>山本昌弘氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、監査法人の代表社員として数多くの企業支援に携わった経験を有していることから、客観的な立場での議案審議等に必要な意見・提言等が期待できるため選任しております。</p> <p>なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。</p>

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

#### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会事務局は、職務を補助する使用人を兼務の形で配置しております。なお、当該従業員は監査等委員会業務においては監査等委員の指揮命令下に置き、他の業務執行取締役の影響を排除しております。当該使用人は、当該業務における議事内容の守秘義務、運営方法について記載された確認書に署名捺印し、事前に監査等委員会宛に提出しております。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会規則に加え、監査等委員会監査基準を制定しております。また、監査等委員、財務経理担当部門と外部会計監査人とは緊密に連絡を取りながら、以下の対応を行っております。

- (1) 外部会計監査人と事前協議の上、最適な監査スケジュールを策定し、当該スケジュールに基づく監査を実施いたしております。
- (2) 定例での外部会計監査人と代表取締役社長との面談、監査等委員会との会合、また、状況に応じて他の取締役や部門長などの面談の設定を行っております。
- (3) 定例での監査等委員会委員や内部監査部門との監査報告会等の実施により、外部会計監査人とは十分な連携を図っております。
- (4) 外部会計監査人から不正の指摘を受けた場合は、代表取締役社長の指示により、当該部門管掌取締役、監査等委員、内部監査部門が連携し、調査を行うとともに、必要な是正措置を行います。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

#### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	3	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	3	2	0	0	社外取締役

#### 補足説明

当社では取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化する為、取締役の選任及び、報酬制度、報酬額などの妥当性等について審議を行う取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数 更新

7名

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明 更新

当社の監査等委員である取締役を除く取締役に対し、単年度の連結業績達成及び中長期の企業価値向上を意識し、インセンティブ(業績連動型報酬)を導入しております。

ストックオプションの付与対象者



## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明

取締役報酬につきましては、有価証券報告書及び事業報告において、社内・社外取締役別に支給額総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会において審議し、取締役会へ答申のうえ決定をしております。また、当社の取締役報酬は、単年度の連結業績達成及び中長期の企業価値向上を意識し構成されており、個々の報酬水準については、外部のデータベースサービスをもとにベンチマークを設定し、取締役の毎年の報酬額は、設定された標準報酬に対して、会社業績及び個人業績を加味して変動しております。

監査等委員の報酬は株主総会の決議により決定された報酬等の範囲内において、監査等委員会の協議により、監査等委員全員の同意を以て決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】 更新

当社の社外取締役7名のうち4名が監査等委員であり、監査等委員及び監査等委員会の運営を補助する使用人(監査等委員会事務局を構成)を設置しております。また社外取締役には必要に応じて説明・情報提供等を行うこととしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査等委員会設置会社を選択しております。当社の企業統治の体制は以下のとおりです。

### (1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役10名(監査等委員である取締役4名を含む)で構成されております。月1回の定例取締役会以外に、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の緊密な情報伝達、意思疎通、迅速な意思決定を行うように努めております。なお、監査等委員である取締役は取締役会の監査機能とコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っており、その役割を果たしております。

### (2) 監査等委員会

当社は、監査等委員である取締役4名(全員独立社外取締役)で構成する監査等委員会を定例で月1回開催しております。なお、監査等委員は取締役会に出席して監査等委員以外の取締役の業務執行に対する監査を実施しております。なお、監査等委員の長である取締役は、その他の社内の重要会議に積極的に出席し、意見を述べるなど当社及びグループ全体に対してその期待される役割を果たしております。

### (3) 内部監査部門

当社の内部監査部門は、代表取締役社長直轄の組織として他部門から完全に独立し、社内及びグループ全体における業務や諸制度が適正に遂行されていることを確認しており、内部けん制の役割を担っております。

### (4) 会計監査

当社は、金融商品取引法に基づく会計監査契約を、有限責任あずさ監査法人と締結しております。2019年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりとなります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名: 指定有限責任社員 業務執行社員 杉山 正樹、成島 徹
- ・監査業務等に係る補助者の構成: 公認会計士7名、その他8名

### (5) 指名・報酬委員会

当社は、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化するため、取締役の選任、報酬制度及び報酬額をはじめとした妥当性等について審議を行う取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスを重視した透明性の高い経営を推進し、企業価値の最大化を推進するとともに、法令を遵守した公平な事業運営を実現し、企業の社会的責任を果たすため、業務執行と監督の分離や社外取締役等の有識者がチェック等を行うことができる企業統治の体制を取っております。また、当社は、事業リスクの発生を未然に防止し、問題の早期発見及び改善を行うため、監査役、会計監査人及び内部監査室が緊密な連携を取って、それぞれの観点から定期的に監査を行う体制を取っております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第26回定時株主総会の招集通知は、法定期日の7日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、当社は3月開催であり、比較的集中日とはならない設定ではありますが、議案の十分な検討期間の確保を前提として、より多くの株主様が出席できるように、株主総会関連日程を適切に設定するように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家等による議決権行使の円滑化に向けて、2019年3月28日開催の定時株主総会から、議決権電子行使プラットフォームを導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家等による議決権行使の円滑化に向けて、2019年3月28日開催の定時株主総会招集通知から、英語版招集通知をホームページ及び議決権行使プラットフォームにて提供しておりますが、2021年以降も継続開示するかは機関投資家の利用頻度に応じて検討いたします。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに記載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会に出席された株主向けに説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2018年より四半期終了後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2019年1月に米国・欧州への投資家訪問を実施しており、今後も海外の投資家訪問を定期的に実施する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて、決算情報、会社説明会資料、その他の開示情報を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループファイナンス領域においてIR担当者を選任しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主、取引先等の全てのステークホルダーとの連携が必要不可欠と考えております。事業活動をさらに活性化させるため、当社が定める行動規範を経営陣が当社及びグループ会社の全社員へ向けて、定期的開催される全社会議等を通じて直接説明をするなど企業風土醸成に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	“顧客に、社会に、共に働く人々に、先ず貢献すれば、利益はあとから自然についてくる”この「先議後利」の精神を創業以来の企業理念に掲げ、今に至ります。社員一人一人がCSRの視点を持ち、オプトホールディングの存在意義である“自立人財の集合体と共に、デジタル産業革命を創造、牽引、支援し、「新しい価値創造」に挑戦し続け、未来の繁栄を創る！”ことを掲げ、持続可能で豊かな社会作りに貢献し続けてまいります。具体的には、ペーパーレス会議の推進、リサイクル紙の使用、事業所における節電活動の推進等、省エネルギーの推進を行っております。



ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、情報開示について重要な経営課題と認識し、適時・正確・迅速な情報開示に努めております。株主様をはじめとするステークホルダーにとって重要だと判断される情報については法令に基づく開示以外にも当社ウェブサイト等への掲載等積極的に開示を行っております。

その他

<女性の活躍に向けた取組みについて>  
当社における女性社員比率は50%、女性管理職比率は20%です。(2020年3月1日現在)  
なお、連結子会社の株式会社オプトでは、2019年より女性役員を2名登用しており、マネージャー(課長職)の女性比率は40%を超えております。  
年齢や性別に左右されず、社員ひとりひとりがリーダーシップを発揮できる組織を実現するため、「採用」「定着」「登用」等の人材育成の各段階において平等な環境づくりを目指しています。さらに女性活躍推進法を受けて、成長意欲のある社員については、積極的に登用できるよう研修の実施や労働環境の見直しを実施しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス部門を管掌するグループ執行役員が中心となって各業務を所管する部門とともに研修の実施、マニュアルの作成・周知を行うことなどにより、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対しコンプライアンスの知識を高める取り組みを行うとともに、これを尊重する意識の醸成を図っております。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制  
当社及び当社子会社の取締役は、重要な意思決定及び報告に関して、「グループ統一文書管理規程」に基づき文書の作成、保存、管理及び廃棄を行い、社内情報を適切に保存・管理しております。当社子会社については、当社の監査等委員及び子会社の監査役が求めた場合、閲覧可能な状態としております。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社及び当社子会社は、取締役会において「グループリスク管理基本方針」に基づき、「グループ統一リスク管理規定」を定め、コンプライアンス部門を管掌するグループ執行役員が中心となって、当社取締役等によって構成されるグループリスク管理委員会を設置し、リスク管理を行っております。また、グループリスク管理委員会は、適宜、リスク管理の状況をグループ執行役員と共有するとともに、取締役会へ報告しております。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社グループは、グループ事業計画を定め、グループとして達成すべき業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにすることとしております。各部門に対し、業績への責任を明確化し、業務効率の向上を図っております。また、当社子会社においても、経営上の重要な項目については、当社グループ執行役員会にて審議及び決定を行っております。
- (5) 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するため、「グループ統一職務権限規程」及び「関連会社管理規程」に基づき、各社の状況に応じて必要な管理を行っております。また、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、グループ執行役員体制を通じ、グループ間の情報共有・意思疎通を行うことにより、グループ経営方針の統一化を図っております。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項  
監査等委員会が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置しております。
- (7) 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項  
監査等委員会を補助するべき使用人の人事異動に関しては、監査等委員会の意見を尊重しております。また、監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に反して、当社取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けないものとしております。
- (8) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員長に報告をするための体制  
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役(監査等委員である取締役を除く)による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員長に報告することとしております。また、子会社の取締役及び監査役に対しては、当社の監査等委員長に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼす事実や不正行為、法令違反に対する相談を直接または間接的に報告出来る窓口を設置し、グループ全体の不正・法令違反防止に向けコンプライアンス強化に努めております。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員長に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役監査等委員である取締役(監査等委員を除く)及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底しております。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかにこれに応じるものとしております。
- (11) その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役(監査等委員である取締役を除く)は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。代表取締役は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査等委員に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び当社子会社は、「グループコンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するにあたって必要な事項を定めた「グループ統一反社会的勢力の対応に関する規程」において、反社会的勢力(犯罪対策関係会議により制定された『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいいます。)との関係を一切遮断することを定め、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織的に対応することとしております。また、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、また弁護士等その他の外部の関係機関と密接な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の契約書に反社会的勢力排除条項を織り込んでおります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

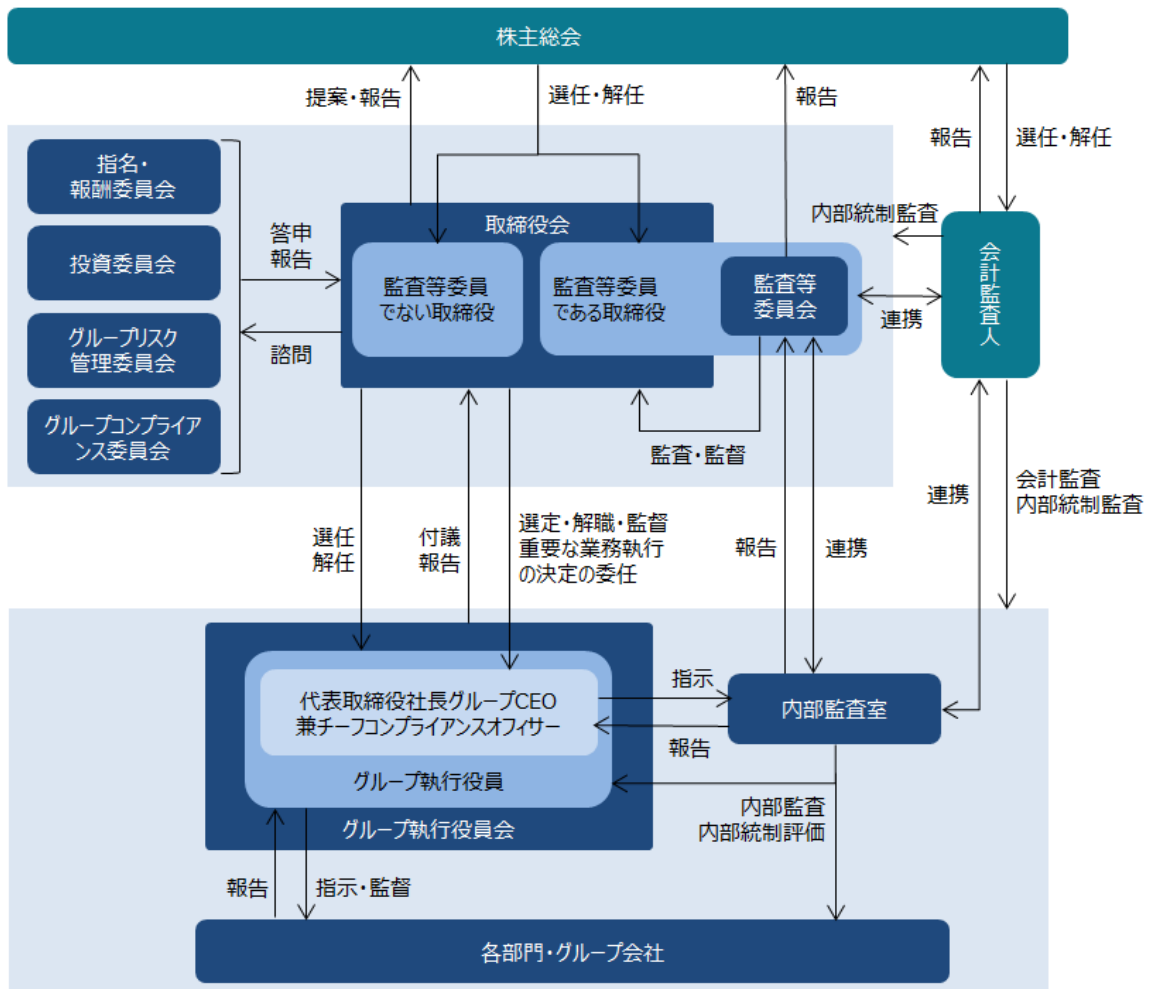
該当項目に関する補足説明

当社では現在、買収防衛策は導入しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社はコーポレート・ガバナンス強化のため、独立組織である内部監査室を設置し、オプトホールディング及びグループ会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長、取締役会、監査等委員会へ随時報告しております。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要】

